

平成30年10月24日
中部近畿産業保安監督部

愛知県電気工事業工業組合及び中部電力株式会社に対する報告徴収について

中部近畿産業保安監督部は、愛知県電気工事業工業組合（法人番号 8180005003089）に対し、電気事業法第106条第4項の規定に基づき報告を求めました。

今般、電気事業法（以下「法」という。）第57条の2第1項の規定に基づき中部電力株式会社から受託した定期調査業務を適切に行っていなかったことから、次の事項について報告するよう指示しました。

1. 不適切な定期調査業務の内容、件数、実施期間を10月中に報告すること。
2. 1. の不適切な調査業務について、再度調査を行うとともに安全確保措置を10月中に実施し、すみやかに報告すること。
3. 不適切な定期調査業務を実施した原因とその再発防止対策を11月中に報告すること。

中部近畿産業保安監督部は、中部電力株式会社（法人番号 3180001017428）に対し、電気事業法第106条第3項の規定に基づき報告を求めました。

今般、法第57条の2第1項の規定に基づき中部電力株式会社が調査業務を委託している愛知県電気工事業工業組合（以下「組合」という。）が、一般用電気工作物の定期調査業務を適切に行っていなかったことから、次の事項について報告するよう指示しました。

1. 組合が実施した不適切な定期調査業務以外に、定期調査業務を委託している登録調査機関において不適切な調査業務が実施されていないか確認し、11月中に報告すること。

（本件に関する問い合わせ先）
中部近畿産業保安監督部電力安全課長 長村
担当 山田
TEL：052-951-2817（直通）